

図書館の自由 事例研究(ケース・スタディ)を中心として

担当：井上靖代（獨協大学）

スケジュール；

13:30～14:30(60分) 講義

- 1．導入 - なぜケース・スタディか？ -
- 2．『「図書館の自由に関する宣言」1979年改訂』の再確認
資料：2006年度研修資料
- 3．2006年以降の事例検討
- 4．海外での事例
IFLA その他

14:30～14:40(10分) 質疑応答

14:40～14:50(10分) 休憩

14:50～15:50(60分) 実践演習 - 事例研究 -

- 1．グループ討議
- 2．グループ報告
- 3．全体検討

15:50～16:00(10分) 質疑応答

配布資料；

(1)「図書館の自由 - 『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂』の再確認 - 」(2006年度中堅職員ステップアップ研修 配布資料)

- (2) 事例研究
- 2 - 1．事例1 遺失物の警察からの問い合わせ
 - 2 - 2．事例2 ホームレス対策
 - 2 - 3．事例3 回収仮処分の決定の下りた資料
 - 2 - 4．事例4 「有害図書」と資料提供
 - 2 - 5．事例5 学校図書館における選書
 - 2 - 6．事例6 ぼくに隠し妻?!
 - 2 - 7．事例7 オウムが引っ越してきた!!
 - 2 - 8．事例8 女性席は図書館に必要か
 - 2 - 9．事例9 図書館利用はプライバシーか？
 - 2 - 10．事例10 リアル「図書館戦争」

参考資料；

- (1) 2006年以降 図書館の自由に関する主な事例
- (2) 条例等における「図書館の自由」
- (3) 「図書館員の倫理綱領」
- (4) 海外の動向

参考文献；

- ・ A. J. アンダーソン 『図書館の自由と検閲 あなたはどう考えるか』日本図書館協会、1980
- ・ 『図書館の自由に関する事例33選』(図書館と自由第14集)日本図書館協会、1997
- ・ 『図書館の自由に関する事例集』日本図書館協会図書館の自由委員会編、日本図書館協会、2008
- ・ 『図書館の原則 改訂2版 図書館における知的自由マニュアル(第7版)』アメリカ図書館協会知的自由部編、日本図書館協会、2007

.....
参考資料(1)

2006年以降 図書館の自由に関わる主な事例

2006年6月 熊取町立図書館での協力貸出拒否

2007年6月8日 大阪地裁判決

熊取町立図書館の除籍の適正さに疑問をもった町民が除籍図書への協力貸出を熊取図書館に申込。何度か申し込みを続けたところ、2005年8月、館長は業務に支障が生じるとして拒否。町民は精神的苦痛に対する損害賠償を求めて提訴。大阪地裁は2007年6月8日、船橋西図書館の最高裁判決を引用し、原告勝訴の判決をだした。

(判決要旨) 住民が公立図書館から図書館資料の提供を受けることについては、法的保護に値する人格的利益を有するものと解される。大阪府立図書館または他の図書館から図書の協力貸出を受けて利用者に貸し出すかどうかは、その判断につき館長の自由裁量に委ねられているものではなく、図書館法その他の法令規定に基づいて決せられる必要があり、正当な理由がなく利用者の上記申込みを拒否するときは、利用者の上記人格権を侵害するものとして国会賠償法上違法となる。本件拒否処分には、正当な理由があるものと認めることができず、国家賠償法上違法の評価を免れない。

熊取町は控訴。のち、町が遺憾の意を表するなどの大阪高裁の和解案で和解が成立。

(参考資料) 読売新聞(大阪版)2007年6月17日「図書貸し出し拒否熊取町側が敗訴」

2007年1月 ハンセン病関係件名標目の修正

2007年1月 アニメ「名探偵コナン」と学校図書館

1月22日放映の「名探偵コナン」の「消えた1ページ」に学校図書館の本のページが破られていたため、そのページについて話を聞こうと、主人公が本の図書カードから最後に借りた子の所属と名前を確認するというシーンがあった。

学校図書館問題研究会は3月1日、制作担当者に申し入れをおこなった。

2007年9月 『僕はパパを殺すことに決めた』

少年の「供述調書」を引用した図書『僕はパパを殺すことに決めた』を図書館で提供制限したり除籍していることが新聞で報道された。JLAでは提供制限を肯定できないとする声明を公表。

2007年9月 神奈川県学校図書館貸出事務の個人情報事務登録簿への登録について

神奈川県個人情報保護条例(1991年10月1日施行)では個人情報を取り扱う事務について個人情報保護登録簿を備えることとしているが、2007年9月1日から各県立学校、総合教育センターの図書貸出事務に関する登録簿に「個人情報の項目名」として貸出資料の「タイトル情報」が追加された。

2008年10月 堺市図書館BL本取扱い問題

堺市立図書館と堺市広報広聴サイトへ匿名男性と一市議から「BL(ボーイズ・ラブ図書)」について、子どもに悪影響を与えるとして抗議の電話とメールが届いた。堺市立図書館は「BL図書」のうち、青少年向け装丁で表紙と本分イラスト・文章表現等で性描写の露骨なものを書庫に移し、18歳未満の青少年には提供せず、協力貸出に応じず、今後は収集対象にもしない・保存対象にもしないと決定し、市のHPに掲載した。

その後、「堺市の図書館を考える会」は、「BL図書」が青少年に有害だという根拠も明示せず、特定個人の意見に屈した決定は自由宣言に反すると撤回を要求。また、別に堺市市民28人が上野千鶴子氏を代理代表人として、館長会議決定の差し止め勧告または損害賠償を求める住民監査請求を提出した。

2008年12月 厚生省が厚生省元職員名簿閲覧自粛を全国の図書館に依頼

2008年11月元厚生省事務次官とその家族が相次いで殺傷される事件が発生。警察庁は厚生労働省が提出した名簿により、現・元幹部の警備強化を指示。その後出頭した容疑者が被害者の住所を図書館で調べたと供述したと報道された。厚生労働省は国会図書館に対して、電話で、核都道府県教育委員会には文書で、厚生労働省の現・元職員の自宅住所や電話番号を掲載したとその閲覧や貸出に「特段の配慮」を求めた。国会図書館は利用を停止。衆参両院の議員運営委員会は国会図書館に対し、職員名簿の利用規制を中央官庁職員名簿全体に拡大するよう要請し、国会図書館は利用規制を拡大した。

.....

参考資料(2)

条例等における「図書館の自由」 あなたの図書館条例には？

- ・東村山市立図書館設置条例(昭和49年3月30日 条例第18号)
- ・四街道市立図書館条例(昭和58年3月31日 条例第3号)
- ・枚方市立図書館資料収集基本方針(平成2年7月3日制定)
- ・伊万里市民図書館設置条例(平成7年3月28日 条例第2号)

- ・吉田町立図書館設置条例（平成10年3月20日 条例第15号）
- ・今治市立図書館条例（平成17年1月16日 条例第89号）
- ・小城市民図書館条例（平成17年3月1日 条例第83号）
- ・平群町立図書館設置及び管理に関する条例（平成17年10月6日 条例第34号）
- ・みやこ町図書館条例（平成18年3月20日 条例第105号）

< 例 >

東村山市立図書館設置条例（昭和49年3月30日 条例第18号）

（設置）

第1条 東村山市は、市民の図書その他の図書館資料に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の教養・調査・レクリエーション等に資するため、東村山市立図書館を設置する。

（利用者の秘密を守る義務）

第6条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

枚方市立図書館資料収集基本方針（平成2年7月3日制定）

この収集方針は、枚方市立図書館の資料収集にあたっての基本的な姿勢を示すものである。

1．図書館は、国民の知る権利を保障するために資料収集の自由を有する。この基本理念に基づき、枚方市立図書館は資料を収集し提供する。また、それは図書館サービス網の充実によって実現される。

2．前文に基づき、市民の知る権利を保障することを任務とする枚方市立図書館は、資料収集にあたり以下の諸点に留意する。なお、これは日本図書館協会が決議した『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』にうたわれているものである。

（1）多様な、対立する意見のある問題についてはそれぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（2）著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することをしない。

（3）図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

（4）個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

（5）寄贈資料の受入れにあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3．各図書館の資料の収集、選択は職員の合議により行う。また、資料の収集、選択および除籍についての最終責任は枚方市立図書館長が負う。（以下、略）